

令和8年1月26日（月曜日）午後6時00分

都市整備局総務部総務課担当係長、市職都市整備局支部書記長との予備交渉

## 議事録

（支部）

- ・2026年度の要員確保に関して、次の事項について申し入れを行いたい。
  1. 2026年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
  2. 恒常的な超過勤務実態が生じている部門が固定化しており、数年来全所属の平均超過勤務時間数も大幅な改善が見られない状況である。超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置はもちろんのこと、従前の手法を見直し、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。
  3. 定年の段階的引き上げに伴い、定年退職者が生じる年度と生じない年度の2年間で平準化する採用となる。職員の年齢構成を十分に考慮した長期的な新規採用計画を検討し、とりわけ、技術の継承が不可欠な部門については、業務に支障なきよう、若年層を必要数確保すること。
  4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対して、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
  5. 「会計年度任用職員」は、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
  6. この間の感染症対策や近年の災害対応などの行政対応については、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。また、被災自治体への支援を行う場合は、「仕事と人」への影響を検証し、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
  7. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから慎重に検討すべきであり、「行政サービスへの最先端のICTの活用」や「経営形態の変更」、「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、交渉・協議を行うこと。

なお、各項目の対応にあたっては、事務執行の責任者としての部長・課長（所長）との協議を十分に尽くすとともに、職員の勤務労働諸条件の変更にかかる課題について、支部との誠意ある協議を行うこと。

（局）

- ・令和8年度の要員確保にかかる7つの申し入れについて、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案と、それに対応する業務執行体制の改編については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編に伴う職員の具体的な勤務労働条件については、本市の関係規程に則り、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている。
- ・交渉については、2月3日（火曜日）の午後6時00分からの30分程度で、場所は本庁舎7階の局会議室で行うこととしたい。

(支部)

了解した。

(局)

局の出席者は、総務課長、総務課長代理、総務課担当係長を予定している。

(支部)

支部は、支部長、副支部長、書記長を予定している。

(局)

それでは、交渉よろしく願います。